

平成23年4月27日  
原子力安全・保安院

## 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の 線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等 について（指示）

標記事案に関し、別添のとおり公表いたします。

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院

原子力発電検査課：山本、野口

電話：03-3501-1511（内線）4871

03-3501-9547（直通）

原子力安全技術基盤課：大島、山崎

電話：03-3501-1511（内線）4881

03-3501-0621（直通）

# 経済産業省

平成23・04・27原院第4号  
平成23年4月27日

東京電力株式会社  
取締役社長 清水 正孝 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭  
N I S A - 1 6 8 d - 1 1 - 4  
N I S A - 3 2 6 d - 1 1 - 1

福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について（指示）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年4月27日、貴社から、平成23年東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた者（女子）1名について、同年1月1日から3月31日（第4四半期）までの実効線量が、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（昭和53年通商産業省令第77号）第9条第1項第1号に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成13年経済産業省告示第187号）第6条第1項第3号に定める線量限度（5ミリシーベルト／3か月）を超えている旨の報告を受けました。

このため、当院は、貴社に対し、厳重に注意するとともに、原因の究明及び再発防止策の策定並びに福島第一原子力発電所における放射線管理体制の検証及びこれを踏まえた対策の策定を行い、平成23年5月2日までに、当院に報告することを指示します。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について（指示）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた女性職員 1 名について、平成 23 年 1 月から 3 月（第 4 四半期）までの実効線量が約 18 mSv となり、原子炉等規制法に定める線量限度（5 mSv / 3 ヶ月）を超えているとの報告がありました。

当該職員は屋外にて消防車への給油作業に同行するなどの業務に従事していましたが、実効線量が高くなった原因については今後調査していく予定です。

福島第一原子力発電所では、3 月 11 日から 23 日の間、19 人の女性職員が業務に従事していましたが、当該 1 名が線量限度超え、16 名が線量限度内、2 名が評価中となっています。

当該事象は、原子炉等規制法に基づく実用炉規則第 9 条において、原子炉設置者は、放射線業務従事者の被ばく線量が線量限度基準を超えないように措置を講ずること等を定めており、これらの規定の要求に抵触するものと考えられます。

当院は、東京電力に対し、院長名にて嚴重注意を行うとともに、原因の究明及び再発防止策の策定並びに同発電所における放射線管理体制の検証及びこれを踏まえた対策の策定を行い、平成 23 年 5 月 2 日までに、当院に報告することを指示しました。